

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

社会福祉基金の設置及び管理に関する規程

(昭和56年規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会社会福祉基金(以下「基金」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、社会福祉事業の振興と地域社会福祉の増進を図るため、基金を設置する。

(積立)

第3条 この基金は、次の各号に掲げる資金をもって、積み立てるものとする。

- (1) 本会の支出金
- (2) 基金に寄せられた寄附金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第5条 基金は、次の各号に掲げる事業に運用するものとする。

- (1) 地域福祉活動の推進に関する事業
- (2) 在宅福祉の充実に関する事業
- (3) ボランティア活動の育成に関する事業
- (4) その他社会福祉の向上のため会長が必要と認める事業

(運用収益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、社会福祉事業資金収支予算に計上して整理する。

(基金の処分)

第7条 基金の全部又は一部を処分しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか基金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。